

研究生生活を回顧して

——人との絆に支えられて——

梅本 吉彦

はじめに

本学法学部に赴任して早くも32年が経過し、来る3月末をもって定年退職する。民事訴訟法学を専攻して研究者の途を歩み始めてから現在に至るまで、法律関係の学界をはじめ多方面にわたり多くの方々の警咳に接し、その絆によって研究生生活が支えられてきたことを実感している。現在のインターネット時代を迎えても、それらを制作するのは人間であり、機動させるのも人間である。社会生活は、最終的には人と人の信頼関係が決め手になる。そうした信頼関係は、一朝一夕にして成り立つものではなく、長年にわたる交流によって形成された絆が信頼関係として成熟するものである。

今、第一ステージの大学を定年退職するという人生における大きな節目を迎え、これまでの研究生生活を回顧し、研究者としての反省の糧にするとともに、これからの人生に踏み出す礎にしたいと考える。

1 幼少期における「法」との関わり

物心がついてはじめて「法」との関わりに直面したのは、太平洋戦争で幼少にして両親を亡くし、その「後見人」と「後見監督人」の選任を東京家庭裁判所に申し立てる事態となったときである。当時、5歳の筆者と3歳の妹にとって、もとより「後見人」、「後見監督人」がどういうことを意味するかは知るよしもない。しかし、周囲の大人達の話からそうしたことに直面していることは、子供心に感じていた。幸い、父の実妹すなわち叔母が「後見人」に就職し、新たな生活がはじまった。経済的には貧しかったが、大変温かい家庭生活に恵まれたことは、当時の混乱期にあっては奇跡的ともいえるべきこれ以上考えられない程の最高に幸運な境遇であった。

2 初等中等教育と「法」

新学区制の施行が始まった昭和 22 年に東京都杉並区立西田小学校に入学した。当時は、ラジオで NHK のニュース番組を聴くのと新聞を読むのが楽しみであった。昭和 25 年 4 年生になって急速に「法」への関心が芽生えはじめた。当時、わが国の独立が社会的な関心の中心になっていた。そうしたときに、社会科の授業で各自任意に題目を決めて作文を書くことになった。待ってましたとばかり、当時の吉田茂内閣が選択しようとしていた単独講和論を批判し、全面講和論を支持する旨の作文を書いて提出した。ところが、担任から母は呼び出され、「ご家庭でこうしたことを吉彦君に教育しているのですか」と尋ねられ、母はなんのことが判らず絶句したという。このことは、大分年が経過したときに、母が笑いながら聞かせてくれた。

6 年生になると、校長が、毎週 1 回ガリ版刷りによる手作りの教材を用いて「憲法の話」という授業をしてくれた。その授業は、毎回「憲法は国の根本であります」という台詞からはじまったため、子供達は「根本(コボソ)先生」というニックネームを付けていた。この授業は、「法」への関心を引き起こし、「大学にいて法律学を勉強しよう。それまでは、中学や高等学校ではどんなことも我慢しよう。」と胸中密かに誓った。

ところがというべきか、やはりというべきか、中学と高等学校は不満ばかりでまったく面白くなかった。とりわけ、教員の授業に対する姿勢や万事につけて主体性に欠けているのには、強い義憤を感じた。

3 法政大学における学生生活

昭和 36 年に法政大学法学部に入学した。大学入学後初めて手にした法律書は、東京大学学生文化指導会編『法学研究の栞・上・下』と横田喜三郎=宮沢俊義編『法学』である。いずれも、神田神保町の古書店で購入した。大学受験勉強の際に、雑誌「」の広告で見た記憶によるものである。

当時、評論家の大宅壮一氏は「法政大学法学部は、東京大学法学部の植民地だ」と言い放って話題となっていたが、言い得て妙であるというのが、学生の感想であった。少なくとも、私が学部時代に在職していた教員で、法学協会雑誌や国家学会雑誌に論文を掲載し

て法政大学に赴任した専任教員はなく、そうした正道を歩んできた教員は、筆者が卒業した後に赴任した憲法の高橋和之氏(現在、明治大学法科大学院教授、東京大学名誉教授)がはじめてであると思う。当時の法政大学法学部の講義は、まったくひどいの一言であった。その中で、数少ない有益な授業であるという確信を抱くことができたのが、菅原菊志先生の「会社法」、「外国書購読」と千葉正士先生の「法哲学」であった。

菅原先生は、大変に真摯なお人柄で、授業も誠実そのものであった。そこで、一緒に受講した友人として、前田重行君(商法専攻、現・学習院大学法学部教授)との出会いがある。その後も、同君とは専攻領域が異なるとはいえ、彼の人柄は大変魅力的であり、またその後終生忘れられない世話になり、掛け替えのない友人として現在に至っている。

千葉先生は、当時東京都立大学法学部教授で、非常勤講師として出講されておられたが、菅原先生と同様に誠実そのものであって、学者になることができれば、お二人のようになりたいと思ったものである。

話は、大学1年に遡るが、夏休みに、中学校時代の担任の紹介で、東京高等裁判所の多田貞治判事の息子さんの家庭教師をした。その際に、同判事と親しくさせていただき、種々のお話を伺うことができた。それまで、将来は裁判官か学者になりたいと考えていたが、裁判官との初めての接触でその魅力に惹かれたものの、授業への不満が学者志望の気持ちに火を付けることとなった。

国立大学出身の教員から「法政大学の学生はだめだ、だめだ」と常にいわれ続けられていたことから、俄然ファイトが沸き、法政大学法学会という学生の勉学団体が募集した論文に応募して、「裁判法学についての一考察」外濠法学第10号(昭和38年)を執筆した。だれからも指導はもとより、手ほどきを受けないで執筆した思い出深い処女作である。友人らとこんな教員のために将来を潰されてなるものかという義憤から、必死に勉学に励み、いつか見ているという意気込みであった。その結果、法学部同期の法律専門家は、研究者3名のほか裁判官、検察官、弁護士合計15名に上っている。

上記の処女論文をもって菅原先生のところに伺って研究者を志望して大学院進学の可否につき相談した。同先生は、読んだ上で返事をするということで1週間後に伺ったところ、「良いだろう。僕は東北大学教授として母校に復帰するので、霜島甲一君(当時、法政大学法学部助教授。現在、法政大学名誉教授)を紹介する。」とのことであった。

4 法政大学大学院における生活(昭和40年4月～48年3月)

当時の法政大学大学院は変則的で、霜島先生はまだ正式には担当されず、池田浩一先生との共同指導ということであった。しかし、大学院の授業は、研究者養成とは程遠いものであった。その中で、お二人の先生との出会いがある。

お一人は、小町谷操三先生である。東北大学名誉教授で、定年後法政大学に赴任された海商法の大家である。菅原先生から、「自分に代わって、今後は小町谷先生の仕事を手伝えてくれ。」というお話があり、同先生のゼミナールを履修すると共に、そのお手伝いをすることになった。

仕事は、第一に、『新商事判例集』(岩波書店)全4巻の編集である。戦前戦後を通じて、最上級裁判所から下級裁判所までの商事法関係の判例を要旨を付して商法の条文別に分割し、整理するという膨大な作業である。判例集の在り方としては、種々問題があるが、迅速かつ正確にこうした作業を行うことは、誠に有益であった。第二は、先生のライフワークともいえるべき『海商法要義』の出版と改訂と『商法講義』の改訂である。自分の専攻する分野と異なる領域ではあるものの、実体法の特定の分野につき網羅的に勉強できるという格好の機会であった。先生が、法政大学を退職後は、新宿区弁天町のご自宅に伺い、書庫の中に仕事場が用意され、13年間にわたりプライベートセクレタリーともいえるべきお付き合いをした。

同時に、小町谷先生との出会いは、私に二つの大きな成果をもたらしてくれた。第一は、研究者のあるべき姿を教育されたことである。もとより、ほぼ二世帯近く離れた存在であるので、時代のズレもあるが、雑文とハウトゥ物は一切書くな、体系書を書くこと、

特定の題目についての研究に集中することの3点を厳しく叩き込まれた。第二は、編集者との出会いである。その人は、朝蜘蛛圭一郎氏(岩波書店)である。朝蜘蛛さんは、小町谷先生をはじめ、我妻榮、末川博、西原寛一等の当時の法律学の大家である諸先生を担当されていたことから、ご紹介いただき、その後大変お世話になった。研究者は、若いときに優れた編集者とお付き合いする機会がえられることは、独り立ちした際に、大変有益である。

お二人目の出会いは、村松俊夫先生である。当時東京高等裁判所部総括判事として民事裁判の巨頭であったといっておかろう。非常勤講師として、大学院に出講されておられたが、玉川奥沢のご自宅にお招きを受け、研究者の欠陥につき厳しいご指摘を受けた。それ

は、「三ヶ月氏の『民事訴訟法』には、制限枚数を大幅に超過してしまったので、証拠法と上訴が欠けたまま、刊行するとある。しかし、三ヶ月氏がさらに書き足しても、有斐閣が拒否するはずがない。証拠法と上訴の研究ができていないためだと思う。君が将来書物を刊行する際は、こうしたことは絶対にするな。」というお言葉と、「民事訴訟法学者は、上訴を視野に入れて理論構成していない嫌いがあるが、これは誤っている。」という貴重なご忠告をいただいた。ちなみに、先生の特徴は、「…さん」とはいわず、「…氏」ということにある。この二つのご忠告は、実務家法曹からの最も印象に残る言葉である。

その頃、法政大学は大学紛争の真っ直中にあっただが、大学院の自治会が法学部教授会執行部との交渉において、大学院生に法学部の学術誌「法学志林」への執筆を一切認めないのは不当であり、指導教授の推薦があれば、掲載を認めるべきであるという主張が受け入れられ、筆者の論文もようやく掲載できることとなった。それが、「相殺に基づく訴」法学志林 69 巻 1 号(昭和 46 年)である。

その頃、私の窮状を見かねた知人の尽力により、昭和 48 年 4 月に開設された大東文化大学法学部の専任講師に内定した。ところが、民事訴訟法は 3 年次の配当なので、昭和 50 年 4 月の就任とされた。そのため、当時の法政大学法学部長大橋智之輔先生の計らいにより、昭和 49 年 4 月に法政大学法学部の非常勤講師に就任した。その後、昭和 58 年 3 月まで 10 年間続いたが、半数に相当する 5 年間は法学部の首席卒業生が私のゼミナールからでたので、国立大学出身の専任教員からは大変に恨まれ、成績の良い者だけゼミナールに入れているといわれていたそうだが、ゼミナールの選考に際し、成績証明書を提出させることは一切していなかったため、中堅私立大学に就職した国立大学出身教員のなんでも自分達が主導権を一手に掌握しようというしばしば見られる特徴的意識が現れていたとみることができると思っている。

5 大東文化大学への就職

昭和 50 年 4 月に、大東文化大学法学部専任講師に就任した。そこで、当時の民事訴訟法の主任教授である三宅正雄先生との出会いがある。先生は、東京高等裁判所工業所有権部の総括判事を定年で退官したばかりであった。日頃、先生と一しょの研究室で、しばしば法律論を展開するうちに、「あなたの理論は実務への配慮が行き届いているので、十分受け入れられることが可能である。そういう訴訟法理論の立場から工業所有権法の研究

をすると有益である」という助言を受けた。そうした助言が切っ掛けとなって、民事訴訟法の観点から工業所有権法の研究に踏み出すこととなった。後述する東京大学商法研究会でも、その方面の判例報告を好んで担当したのには、こうした背景がある。

6 新堂幸司先生との出会い

ところで、大東文化大学に就職する前に遡る昭和48年9月には、その後の研究生生活を決定的に左右する新堂幸司先生との出会いがある。その頃、人を介して新堂先生が頼みたいことがあるといっているのので、電話をするようにとの話がもたらされた。学界の大先輩であるので、論文を書いた際には、もとより必ずお送りしてはいたが、それまで面識はなかった。

本郷の東京大学法学部研究室に赴いてお会いしたところ、「今度、筑摩書房が企画する現代法学全集の『民事訴訟法』を執筆するようになったので、手伝ってくれないか。」というお話であった。まさか、前述した私の論文が評価されて引き立てて下さったなどという認識は、当然のことながら、当時はもとより現在に至るまで微塵ももったことはないし、現にもっていない。しかし、当時、東京大学の民事訴訟法には、助手として高橋宏志君（現在、中央大学法科大学院教授、東京大学名誉教授）をはじめ大学院生も複数在籍していたので、それらを飛び越して声を掛けて下さったことに大変感激し、即座にお引き受けした。それからは、新堂研究室に私のためのデスクが設置され、1年余りに及ぶお手伝いが始まった。主として、先生の執筆された原稿を読んで、判例学説を補充するという作業であった。「名工の作品」に駆け出しの者が手を加える緊張感は例えようもなく、身の引き締まる思いそのものであった。私に加筆した判例学説につき、先生からその引用方法をはじめ、位置付け等にわたり、詳細なご教示をいただいた。正に、見るもの聞くものすべてがはじめての経験であった。それにしても、東京大学法学部の本流を行く研究者の力量がいかに桁外れのものであるかを身をもって知らされた。

(1) 東京大学商法研究会への入会

また、新堂先生のご推薦で、昭和51年4月には東京大学商法研究会へ入会が認められた。矢沢惇、鴻巣夫、竹内昭夫の諸先生の下に、少壮の江頭憲治郎助教授（現在、早稲田大学法学学術院教授、東京大学名誉教授）が加わり、誠に壮観であった。今をときめく岩

原紳作、山下友信(いずれも、現在東京大学大学院法学政治学研究科教授)のお二人が助手という大変豪華な陣容であった。とりわけ、多角的な視点から縦横無尽に展開する議論にはただ呆然とする有様であったし、学部を卒業したばかりの助手、大学院生の豊かなバランス感覚と気配りの行き届いた身のこなしには、心から敬服するばかりであった。他方、判例報告については、特に新しい参加者に対する厳しさはすさまじいものがあり、度肝を抜かれた。しかし、一旦その試練を乗り越えると、実に有益な研究会であり、質的にも量的にも実に多くのことを学ぶことができた。はじめて報告を担当して執筆した原稿は、新堂先生にご校閲いただいたが、鉛筆で巧みに添削する様相は、まさしく名工による秘芸ともいべきものであった。あらためて推薦の労をとられた新堂先生と、それを受け入れて下さった上記商法の3先生のご厚情に深く感謝している。

(2) 『考える民事訴訟法』、『演習民事訴訟法』の企画

東京大学商法研究会へ入会すると、ほぼ時を同じくして新堂先生が、『考える民事訴訟法』(弘文堂)の刊行と『演習民事訴訟法』月刊法学教室への持ち回り連載執筆を企画され、いずにも参加する機会を与えて下さった。

前者は、最新の判例を素材としつつ、6名の民事訴訟法学者が持ち寄った多角的な視点からの設問を全員で討議しながら、完成させていくという作業であった。その過程における討議こそは、大変高度で有意義なものであった。後者は、同一メンバーが作成した設問につき、解説を付するものであり、後に完結した際には、『演習民事訴訟法2』(有斐閣・昭和60年7月)として刊行された。いずれも、実は私に勉強させることを隠れた目的として先生が企画されたものと認識しており、先生の恩情には深く感謝している。

(3) 財団法人民事紛争処理研究基金の設立と運営

その頃、新堂先生は、民事訴訟法学会理事長の重責をになっておられたところ、民事紛争の処理に関する研究を助成する財団法人の設立を構想された。私も、当時同学会の理事の末席を汚していたので、先生から財団法人の設立作業を手伝うようにとのご依頼があり、それまでの先生から受けた学恩に鑑み、当然にお引き受けすべきものと考えた。その作業は、昭和59年6月からはじまり、先生を筆頭に、橋元四郎平弁護士(後の最高裁判所判事。故人)、先生の秘書の権藤キミ子さんと私で行われた。

それまで、中央官庁とは、まったく付き合いもなく、知人もいないところに、いきなり

所管官庁である当時の文部省との折衝ははじめての経験であった。幸い、昭和61年1月30日には文部大臣の設立認可を得て財団法人として発足した。その間の経緯は、新堂先生の執筆された「財団法人民事紛争処理研究基金の設立経過報告」（財団法人民事紛争処理研究基金報第1号）に詳細に述べられている。私は、財団の評議員として参画するとともに、事務局を権藤さんといっしょに担当することとなった。

さらに、基本財産を拡充することが理事会で決定され、そのための免税措置である特定寄附金の許可を得るために大蔵省主税局との折衝を行うこととなった。自然科学分野における研究助成のための募金については免税を許可した前例があったが、社会科学分野についてはなかった。そうした場合に、新たな先例を引き出すことは困難を極めたが、最終的には所管官庁である大蔵省の受け入れやすい理論構成を考えだし目的を達することができた。主税局税制第一課長から許可証の交付を受け、新堂先生と当時の小粥正巳官房長(後に、事務次官を経て公正取引委員会委員長に就任)に挨拶に伺った際に、そつのない身のこなしに大蔵官僚トップの姿をはじめて目の当たりにした懐かしい思い出が残っている。ちなみに、その頃、早稲田大学に事務局があった民法研究会においてお付き合いしたご令息小粥太郎君(当時、同大学法学部助手。現在、東北大学法学部教授)は、卓越したバランス感覚のある優れた民法学者である。

(4) 新堂先生からの研究者としての基本的姿勢と研究手法・態度等の指導

新堂先生の警咳に接してから現在に至るまで、直接に会話により又は間接に著書・論文を通じて先生から学ばなかった日は一日としてない。先生から学んだことをすこしでも本学学生に還元することこそ、私の使命であり、先生の学恩に報いる最良の途であると確信し、本学における法学教育の末席を汚してきた。そうした私の意図が学生諸君にどこまで浸透できたかは定かでないが、少数ではあるものの、法律専門家としてすでに社会的に活躍してくれている姿に接するにつけ、限りなき喜びを感じている。他方、私自身については、たいした研究成果を挙げることなく、まもなく本学を定年で去ろうしているのは慚愧に堪えない。先生から学んだ研究者としての基本的姿勢と研究手法・態度等のすべては、後述する拙著『民事訴訟法』に凝縮しているつもりである。

7 専修大学への移籍

時は遡るが、昭和 51 年も年末になった頃、当時の専修大学福島新吾法学部長から、旧制第一高等学校で同期の三ヶ月章先生(当時、民事訴訟法学会理事長)に民事訴訟法担当の兼任講師の推薦依頼があった。人事のこと故、詳細は差し控えるが、三ヶ月・新堂両先生の協議により、新堂先生から私に打診があり、お受けすることとなった。それは、昭和 52 年から 2 年間にわたった。その後、昭和 54 年 1 月に当時の本学加藤勝郎法学部長から招聘のお電話をいただいた。すでに、大東文化大学における新年度の担当科目や時間割が決定していた時期での急なお話ではあったが、その電話の翌日には一日で民事訴訟法の主任教授、学科主任と学部長の了解を取り付けることができた。それは、小町谷先生が 1 月 4 日に亡くなり、直弟子の菅原先生が留学中のため、私が代わって本葬に向けた準備をしている最中でもあった。

こうして、昭和 54 年 4 月に法学部助教授として赴任し、本学における研究生生活がはじまった。それは、ちょうど専修大学創立 100 周年という記念すべき年でもあった。ところが、この節目に当たり、法学部として記念論文集を刊行する企画がないという不思議なことに驚かされた。あらかじめ、到来時期が確定しているのであるから、十分に計画を立てることが可能であるにもかかわらず、だれも提案しなかったのであろうかという疑念を生じた。ある 2 人の先輩教授に尋ねたところ、「この中で、執筆できる者が何人いると思うのか。」と反対に問いかけられてしまった。一冊にまとまるだけの執筆できる者を集めることはできないわけではないが、それでは執筆できなかった者との間に不協和音が残るし、たとえ論文を書いたとしても、専修大学創立 100 周年記念論文集として相応しいとはいえないような論文が出てくるのが予想されるので、その場合の対応に窮することになるとのことであった。

そもそも、特に本学出身者の専任教員に、学者は学界を主戦場とするものであるという認識がまったく欠落しているのが大変に残念であった。しかし、根本は、そうした人材を育てたのは、他大学出身者であるということをお忘れてはならない。そういえば、まだ私が大学院生の頃に、還暦を過ぎた専修大学法学部の民法専攻の某専任教授が、商法専攻の小町谷先生のところ民法専攻の教授クラスの推薦を求めてこられた姿に接し、これまでどのような研究生生活を過ごしてきたのか不思議に思い、小町谷先生とともに絶句したことを

思い出した。

8 早川武夫先生との出会い

英米法専攻の早川武夫先生が神戸大学を定年退職された後に、本学法学部に赴任された。昭和 58 年に、同先生から当時先生が理事長をされていた法とコンピュータ学会への入会のお誘いがあり、コンピュータとの関わりの一步を踏み出すこととなった。このことは、後に私にとって大変大きな分岐点となった。その後、昭和 59 年 10 月には、文部省科学研究費特定研究(一)「交通災害の抑止と補償に関する学際的研究」における「判例検索システムの開発研究班」の研究代表者への就任の橋渡しへと繋がっていくこととなる。そこで、つぎに述べる加藤一郎先生との出会いに関係してくる。

9 加藤一郎先生との出会い

加藤一郎先生が日本私法学会の理事長であったときに、これからは民事訴訟法専攻者との連携が必要になってくるという趣旨に基づき、同学会の幹事を担当されていた能見善久助教授(当時。現在東京大学名誉教授、学習院大学法科大学院教授)を通じて、同学会の運営懇談会委員に就任するように打診があった。昭和 55 年のことである。そうした経緯は、やがて前述した文部省科学研究費特定研究(一)「交通災害の抑止と補償に関する学際的研究」における「判例検索システムの開発研究班」の研究代表者への就任するように、加藤先生から早川先生を通じてご依頼があり、お引き受けすることとなった。昭和 60 年 4 月のことである。

これとほぼ同時期に、前述した新堂先生の肝いりによって財団法人民事紛争処理研究基金の設立準備作業が開始され、加藤先生を理事長とすることがかなり早い時期に内定し、加藤先生を軸にした理事、監事および評議員の人選が進められた。その財団の設立が認可されたのは、昭和 61 年 1 月のことである。

10 研究の展開

新堂先生の警咳に接してから、そのご指導の賜により私の民事訴訟法における研究もよ

うやく軌道に乗ることができた。

(1) 民事訴訟法

私の専門である民事訴訟法についてみると、その基本的な姿勢は、拙著『民事訴訟法』の「はしがき」およびその後に改訂版を刊行した際の「上梓に際して」以降において詳細に述べている。ここでは、その概要を述べることにする。

第一に、既存の学風に対する疑問である。

ア 学説の実務からの遊離

実定法の研究は、現在の実務との関わりを無視して成り立つものではない。とりわけ、手続法については、そうしたことは一層顕著であると考えられる。もとより、比較法的研究の重要性を否定するものでもないし、むしろそうした側面の研究はまだまだ不十分であるといっても良からう。しかし、これまでの民事訴訟法学の状況をみていると、いたずらに造語にはしったり、利用者はどのような認識で訴訟に対峙しているかにつき、考えたこともないのではなからうかと思わせることが少なくない。とりわけ、私は、昭和56年から3年間にわたり、みずから原告となって家屋明渡請求訴訟を提起し、当事者尋問や和解手続を経験したことから、そうした認識を強くしている。

イ 法曹実務家の業績に対する軽視

上記アで述べたことは、法曹実務家の業績に対する軽視という傾向に最も明確に現れていると考える。しかし、古くから、法曹実務家の執筆された論攷は、極めて高度で学術的にも有益な成果であることは容易に判断できることであるにもかかわらず、それらの論攷を積極的に引用するところまではなかなか至っていないようである。それは、研究者が、しばしば「理論と実務」という対比をし、実務にはあたかも理論がないかのように無意識のうちに対処している姿勢に見られるといえよう。しかし、実務には、長年にわたり蓄積された理論があり、それは研究者と視点が異なるにすぎないとみるのが相当である。そこで、わたくしは、この点を意識して、「学問から実務を、実務から学問を」というキャッチフレーズを拙著の帯に掲げている。

ウ 実体法の研究成果に対する軽視

同じ研究者間でも、これまでの民事訴訟法学では、実体法の研究成果に対する軽視の姿勢が見られるようである。具体的事例の取り上げ方が、民法に偏っており、商法をはじめ、他の法領域に視野を広げるといった姿勢が怠っていたように見受けられる。それは同時に、これら実体法の領域における研究成果を積極的に取り入れ、あるいはそれらに対する建設的な批判を行うという作業は、民事訴訟法学の研究の在り方として重要なことである。民事訴訟においては、実体法と手続法は車の両輪のごとく機能するのであるから、実体法に対する視野の拡大とそれらの分野における研究成果を積極的に吸収することが、必要であると考えられる。

そうした姿勢は、行政訴訟との関係についてもいえることである。行政訴訟に関しては、行政事件訴訟法に定めがない事項については、民事訴訟の例によるのであり(行政事件訴訟法7条)、具体的事案につき、民事訴訟によるべきか、行政訴訟によるべきかが争いになることが少なくない。そうであれば、民事訴訟法学における研究対象としても、行政事件訴訟を視野に入れることは必要であるし、行政法の領域における研究成果に常に強い関心を保持することが必要である。それは、反対に行政法学者も、民事訴訟法を研究した上で、行政事件訴訟法の研究を進めるといった姿勢が要求されることになる。しかし、現状をみると、行政法学者は、行政事件訴訟法の研究で疑問を生じたり、行き詰ってはじめて、民事訴訟法に立ち返るといった思考回路を採っているように見受けられる。これは、順序が逆であるというべきである。

エ 学習参考書の氾濫

第一に、優れた学習参考書が、法学教育にとって必要欠くべからざることは改めて確認する必要もあるまい。とりわけ、法科大学院の出現することにより、これまでの学部学生を主たる対象としたものでは対応できないので、新たな教材を作成する必要性は極めて顕著である。しかし、だれもがそうした作業を行う必要はなく、他人の作成した優れた学習参考書を使用することは、まったく差し支えないのであり、むしろそれによって著者以外の者が付加価値を加えた活用をしてこそ、教育的効果も向上するのではないだろうか。

第二に、講義、ゼミナールの準備の過程、それらの授業から問題意識の高揚と題材の選択である。

大学における授業は、学部の授業であれ、大学院の授業であれ、教員は、学生に知識を授けるのではなく、学生から学ぶところに特徴があると考えられる。その意味は、講義やゼミ

ナールの準備のために、多くの論文、体系書を繰り返し繰り返し読み、さらに分析し、検討し、そして意を決して授業に臨むこととなる。若い頃は、まったく蓄積がないから、これらのために膨大な時間を必要とする。妻が、「専修大学に赴任したばかりである結婚した当初は、特に民事訴訟法の講義の前日になると、その準備のために4時間の睡眠で頑張っていたのが、最近はずいぶん早くに休むのね。」と、冷やかすが、それは実態である。もっとも、たえず、これまでの考え方を見直すという作業を絶えず怠ることなく続けなければならないので、結局、講義の準備に費やす時間は変わらないのである。しかし、この過程こそ、大学教授にとって、最も重要な時間であり、自然の成り行きとしてその過程で疑問に思った判例や学説、新たな問題点こそは、論文の題目の候補になって集積してくるのである。授業に対する姿勢については、また後に述べる。

第三に、実務家法曹、企業人からの徹底した取材である。民法等実体法について、現実を生起する問題の所在を的確に踏まえた基本書はあまり見られないので、私は、実務家法曹や企業の法務・営業担当者から、広範な取材を絶えず怠らないように努めている。それによって、受講生に対し現実性に富んだ事例を提供し、問題関心を高めることが可能になっている。もっとも、こうした継続的なお付き合いは大変に神経を使うことである。私が論文を執筆したときは、そのテーマに関係がありそうな方や関心がありそうな方に抜き刷りを送付することに努めている。そうした付き合いが集積されてはじめて、取材にも応じてくれるし、講師として招聘する際にも、前向きに対応してくれることとなるのである。

このような実務家法曹、企業人からの徹底した取材という方法論は、民事訴訟法についても、同様であり、特に東京に偏らないようにし、近畿圏やローカリティ豊かな地域についても、可能な限り努めて行動範囲を拡大し、その結果として思い掛けない成果を上げることもしばしばない。拙著『民事訴訟法』、拙稿「民事訴訟手続における個人情報保護」法曹時報 60 巻 11 号、「公証・強制執行・倒産処理手続における個人情報保護(1)(2・完)」法曹時報 62 巻 1 号・2 号は、その成果が最も顕著に現れたものである。

(2) 知的財産法

「知的財産法は民法と民事訴訟法から構成される」(三宅正雄元判事)という助言に触発されて、手続法の観点から知的財産法に関わりを持つようになって 30 年余りが経過する。もとより、当初は、知的財産法という概念はなく、工業所有権法あるいは無体財産権法という概念が用いられていた。はじめて、特許出願手続を調べていて疑問に感じたのは、特

許権という排他独占的権利を取得するために出願するにもかかわらず、民事訴訟法の立場からみると、請求対象の特定性に欠ける点が見受けられることであった。

当時、特許庁所管の発明協会が、工業所有権制度発足 100 年を記念して、「月報はつめい」に「工業所有権と著作権」について論説の連載を依頼された。これは、37 回という 3 年を上回る長期にわたることとなった。ところが、この中の特許明細書に関する論説を読んだ特許庁の工業所有権研究室の担当者から、同庁の「特許研究」にその題目で詳細に論述してほしいという依頼を受けた。これが、特許庁とお付き合いする端緒となり、同庁の工業所有権研修所の審査官、審判官および審判長研修の講師を仰せつかり、結局合計 20 年に及んで出講することとなった。それは同時に、通商産業省(当時、後に経済産業省)の産業構造審議会、同省所管の財団法人知的財産研究所の各種委員会の委員長や委員として関与することに繋がっていったのである。

それは、単にこれらの行政機関の仕事に関与するのに止まらず、日本工業所有権法学会創立 20 周年記念シンポジウムにおいて民事訴訟法専攻の立場からパネラーを担当したり、拙著『民事訴訟法』の執筆に際し、知的財産法との関係につき論述することにまで及ぶこととなった。もっとも、自己の専攻領域とまったく異なる分野にまで研究対象を及ぼしたり、特殊講義として授業科目を設置することを要求するのは、自己の研究領域についての研究を行き渡らせること自体容易なことではないのに、何か特別の政治的意図を想定させる点で極めて不見識の誹りを免れないといえよう。

(3) 法情報学

平成 3 年、望月清司学長のときに、社団法人私立大学情報教育協会が「情報倫理」に関する委員会を立ち上げるので、本学に委員を派遣するように要請されたので、引き受けて欲しいというご依頼があった。法学部において、「法情報学」の担当責任者でもあったことと、法とコンピュータ学会において理事として「情報」をめぐる種々の問題につき、手続法専攻の立場から関わっていた経緯があり、参画することとなった。同協会が打ち出した「情報倫理」に関する提言は、情報処理学会、日本心理臨床学会等と並んで、この分野の先駆的足跡を残すこととなった。

法学部の「法情報学」の授業においても、オムニバス方式の利点を活かして「情報倫理」を取り扱うことを企画し、何人かの同僚に依頼したが、研究したことがないといって、ことごとく拒否されてしまった。このような際に、積極的に挑戦しようという進取の気性に

欠けていることは、研究者の姿勢として誠に残念である。

(4) コンピュータ法

先に、9において述べた文部省科学研究費特定研究(一)「交通災害の抑止と補償に関する学際的研究」における「判例検索システムの開発研究班」の研究代表者へ就任したのを切っ掛けに、法とコンピュータの交錯する領域につき関心を抱き、民事訴訟法専攻の観点から、研究に着手することとした。

当時は、まったく未開拓の領域であり、手掛かりとすべき文献はほとんど見あたらなかった。その発想は、民事訴訟は情報と情報の戦いであり、最終的にはいかに良質の情報を多数収集し、それらに基づき説得力ある理論構成を形成することができるかが決め手になると考えたことを基盤としている。これは、やがて民事訴訟法学会におけるデビュー報告へと繋がっていくこととなる。また、終生の研究は、(1)~(4)につき並行的に研究を遂行するにつれ、「民事訴訟法の観点から『情報』の研究」に集約化することを目標にすることとなった。このようにみると、その端緒となった加藤一郎先生との出会いは、新堂先生との出会いとともに、私の研究生活において掛け替えのないものがある。

11 実務家法曹、企業法務担当者との出会い

民事訴訟法の研究手法として、実務家法曹、企業人からの徹底した取材することを心掛けている旨を述べた。その前提として、著書や論文を執筆し、研究会等で報告する際には、可能なかぎり独力で検討を重ねた上で、一定の仮説を立て、問題の所在のとらえ方等につき、最も精通していると考えられる関係者からご批判を受けることから始まった。それらのご交誼いただいた方々には、これまでお名前を挙げた他に、泉徳治氏(元最高裁判所判事、現在弁護士)、今井功氏(元最高裁判所判事、現在弁護士)、高橋利文氏(故人、元最高裁判所事務総局民事局長、東京高等裁判所部総括判事)、峯崎二郎氏(元東京三菱銀行法務室長、現在中京大学法科大学院教授)等をはじめ多方面に及ぶが、現役の方について個別にお名前を挙げることは差し控える。

こうした発想の前提には、大学院の頃にある裁判官から受けた「研究者は、自己と同じ専門領域の者から学ぶことは当然のことであり、専門領域の異なる者をはじめ、職業の異なる者からいかに学ぶことができるかが、最終的にはその人の学問が有する価値を左右す

る決め手になる。」という忠告に源がある。

企業法務担当者との付き合いは、実務家法曹とは別に極めて貴重な示唆を与えてくれる。民事紛争が発生する深層に立ち入った状況を知るとともに、企業法務が生み出す多様な智慧は、極めて示唆に富むものがある。

その点で、最高裁判所調査官の解説からは、貴重な情報を得ることができるとともに、示唆を受けることが少なくないが、文献による調査に止まっていると見受けられるので、問題の所在の把握に偏りが見られることがある。時間的な制約の上で、対応されていると想定されるので限界があろうが、調査官解説が最高裁判所における個々の裁判に対する影響力を考えると、慎重な対応が望まれる。例えば、準消費貸借に関する最判(二小)昭和43年2月16日民集22巻2号217頁の調査官解説は、準消費貸借の機能をまったく認識していないといえよう。

もっとも、これらの実務家法曹や企業法務担当者から収集した情報を、その人を信頼するからといってただちに一義的に断定してはならない。一般に、どのような人であっても、経験に基づく知識や考え方は貴重なものがあるが、それと同時に限界がある。たとえ、実務家法曹や企業法務担当を長年にわたって従事してきたとしても、その経験から生み出した知識や考え方にはどうしても偏りがある。したがって、そうした情報につき、情報源とは異なるところから必ず裏付けを採ることが必要である。さらに、大学教授は、とかく懇意にしている実務家法曹、企業法務担当者さらには教え子から得た情報であると、安易に一般化する嫌いがある。この点は、厳に慎むべきことである。

判決手続から強制執行手続や倒産処理手続になると、こうした研究手法は一層必要であるし、有益である。先に挙げた拙稿「民事訴訟手続における個人情報保護」法曹時報60巻11号と「公証・強制執行・倒産処理手続における個人情報保護(1)(2・完)」法曹時報62巻1号・2号を比較すると、明確な違いがあり、特に後者につき、その効用がはっきりと現れている。

12 大学教授の登竜門と使命

さて、最も重要な問題である大学教授の登竜門と使命に移ることとする。

(1) 大学教授の登竜門

大学教授の登竜門として、外国留学と学会におけるデビュー報告がある。

ア 外国留学

わが国の法律学が、多くを外国法、とりわけ大陸法に依存しているという沿革的な理由と戦後はアメリカ法の影響が顕著であるという理由から、外国留学し、その成果を自己の研究に反映させることは、最も重要なことである。私は、専任教員として就職できたのが34歳と遅かったことと、その後専任教員が変わったという事情に加えて、家庭の事情から一度は断念していた。

ところが、平成2年および平成6年に、通商産業省の仕事で、前者はフランス、ドイツ及びイギリスに、後者はアメリカ合衆国、フランス及びドイツに出張する機会が得られ、限られた期間ではあるが、貴重な経験をすることができた。帰国後に、猛烈に留学したくなり種々の方策を検討してみたが、やはり越えがたい課題があった。当時の鎌田浩法学部長にお話ししたところ、すでに50代半ばになっている者が、外国留学したいからといって家庭の事情を乗り越えることは、社会通念からいって困難であり、無理するほどのことではないという趣旨の忠告を受け、結局断念した。

もっとも、これからの前途ある者は、留学の意義を深く認識し、早い時期に留学されることを強く奨めるとともに、単に留学してきたというだけではなんの意味もないのであり、帰国後はその成果を活かした研究に連動させることによって結実されることを切望する。

イ 民事訴訟法学会におけるデビュー報告

現在、法律関係の学会は、おそらく50位はあろうが、中核となるのは、15程度である。その中核となる学会においてデビュー報告をすることこそは、大学教授としての学者生活における一生一度の試金石である。それを乗り越えることなく、大学教授として学会に籍を置く資格すらないというのが、学界における定説といって良い自明の理である。私は、民事訴訟法学会における報告未経験者が累積していたという事情により、かなり遅い時期にその機会が訪れ、昭和61年5月17日に大阪大学で開催された第56回民事訴訟法学会大会においてである。当時、同学会の理事長であった新堂先生からは、「『この問題については、甲説と乙説あり。余輩折衷説を採る。』というような報告は聴いていてうんざりするのです。な。標題と内容目次を見ただけで、いったいなにを話すのだろう、と思わせるような報告をしなさい。」という注文を付けられた。

そこで、「情報化社会における民事訴訟法」という標題で報告することとした。極度に緊張して臨み、直近2週間は胃腸の調子は最悪であった。司会者は、松浦馨先生がご担当

下さり、報告の結果も幸い好評であった。深夜まで、新堂先生が慰労して下さったことは今でも脳裏に焼き付いている。その成果は、民事訴訟雑誌第 33 号に掲載されている。

その点で、私が日本私法学会理事及び運営懇談会委員であった際に、本学出身の同僚教員に同学会におけるデビュー報告を強く奨めたがすべて拒否されてしまい、未だに報告をして学会の洗礼を受けていないのは極めて遺憾なことである。

(2) 大学教授の使命

大学教授の使命につき、我妻榮先生は、「元来、私は、大学教授には二つの任務があると思っている。一つは、その専攻する学問分野の全部にわたって講義案ないし教科書を作ることであり、二つは、最も興味を感じ重要と信ずるテーマを選んで、終生の研究をそこに集中することである。」(我妻榮『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣・昭和 28 年)序)といい、最近では、刑事訴訟法の松尾浩也先生が再確認されている(松尾浩也『来し方の記 刑事訴訟法との 50 年』(有斐閣・平成 20 年)221 頁)。このことは、時代の経過を越えて該当することであり、私は常に指針としてきた。

ア 専攻分野について体系書の執筆

第一の体系書の執筆について、かねてから構想として考えてはいた。しかし、手順としては、今から半世紀ほど前に、小林直樹先生が、東京大学法学部における憲法の講義録を 10 冊程度の B 5 版のタイプ印刷によって作成し、それを黄色の仮表紙を付けた 4 冊本にし、さらにライトブルーの表紙を付けた 2 冊本にし、最終的に本製本の『憲法講義』として上下 2 冊本を完成させた手法を見習おうと考えていた。小林先生が、何年間でこの作業を完成されたのか伺ったことはないが、私は、50 歳代後半を迎え、もはやそうした時間的余裕はない。そこで、一気に書き下ろすこととした。その際に、脳裏に浮かんだのは、先に述べた村松俊夫先生の助言のほかに、加藤新太郎判事(現在、東京高等裁判所部総括判事)の助言がある。昭和 60 年から 61 年にかけて、松浦馨、新堂幸司、竹下守夫の 3 先生からのご指示により、兼子一『条解民事訴訟法・上』の全面改訂作業のお手伝いを加藤判事、藤林律夫弁護士(故人)らといっしょに関与した際に、加藤判事から、「実務家は多忙なので、種々の書物を並べていろいろ調べることは困難である。百科全書であってはいけませんが、1 冊ですべてにつき述べられている書物が望ましい。」といわれたことが強く印象に残っていた。これら時代を離れて 2 人の練達の裁判官による助言を肝に銘じることとした。

そして、民事訴訟法学に対する基本的な姿勢は、かつて新堂先生から「第一に、自分は、兼子一先生の著書を基本として、それに対して徹底的に疑問を投げかけることから始まった。君も、僕の著書に述べられていることをまず徹底的に疑ってかかれ。第二に、通説を所与のものとして鵜呑みにするのではなく、疑ってかかれ。」と激励されたことがすべての原点である。前者は、先生ご自身の体験に裏付けられたことであり、後者は、我妻先生以来の東京大学法学部の伝統であるといえよう(我妻榮「序」鳩山秀夫『債権法における信義誠実の原則』(有斐閣・昭和30年)4頁参照)。そこで、先生のご助言に従い、新堂説や通説を所与のもの受け入れることなく、個々の問題につき、なぜ先生はこのような考えるのかという点から分析と検討を開始することとした。

また、執筆の基本方針は、実務への効用 実務と学説の止揚、引用文献の論文中心、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会等公的資料の活用、実務家からの直接聴取による情報の収集、民法、商法等民事実体法、行政法の研究成果の活用である。そして、平成14年4月に『民事訴訟法』を刊行することができた。本書は、育ての母に捧げることとした。その5か月前には、母の病状が悪化し、とても間に合わないとい時はあきらめ、病院のベッドで横になっている母に「はしがき」の献辞の部分を繰り返し繰り返し読んで聞かせていた。同じ病室のご婦人達がそれを聞いて、「お婆ちゃん死んじやいけない!」と励ましてくれたお陰で回復し、再び特別養護老人ホームに帰ることができた。母に刊行された拙著を届けたときに、ベッドの上でただただ喜んでくれ、万感迫るものがあった。

同様に、新堂先生にお届けしたところ、「出版するのが10年遅い!50歳までに体系書を書けなければいけない。一生書けない者は論外だ。」と、一喝喰った。ところが、私が辞めた後に、秘書の権藤さんに「あいつ大変な仕事をよくやったなあ。」とおっしゃっていたという話をしばらく経過した後に、権藤さんから聞くことができた。なるほど、人の指導とはこういうように行うものかと改めて認識するとともに、先生の自愛あふれるご指導には胸にこみ上げるものを禁じ得なかった。

ちなみに、同書は、幸いにして現在第4版(平成21年)を数えている。

最近、体系書と教科書の区別がつかない研究者がいるようである。拙著につき、「しょせん教科書でしょ。」という同僚がいるという報告を受けたが、大学教授としての資質が疑われる。そういう程度の者から、はったりだけの授業を聞かせられる学生が気の毒である。研究者であれば、体系書と教科書とは、厳密に区別して考えるのであり、優れた教科

書であっても、体系書とはいえないことがある。このことは、拙稿「契約法における民法と民事訴訟法の交錯 平井宜雄著『債権各論・上 契約総論』について」専修大学法学研究所報 40(平成 22 年)24 頁に述べている。

イ 特定の問題についての終生の研究

先に述べた民事訴訟法学会におけるデビュー報告として、「情報化社会における民事訴訟法」(民事訴訟雑誌第 33 号)を発表したのははじまり、民事訴訟法の観点から「情報」を分析し、検討することに研究の照準を合わせて推し進めることとした。個人情報、個人信用情報等は、手続法と深く関わりがあるにもかかわらず、現実には生起する諸問題につきほとんど未開拓であることに着目し、手続法の観点から取り上げ、深く掘り下げることを中心にして、研究を進めてきた。その総決算ともいべき成果が、「民事訴訟手続における個人情報保護」法曹時報第 60 巻第 11 号(法曹会・平成 20 年)及び「公証・強制執行・倒産処理手続における個人情報保護(1)・(2・完)」法曹時報第 62 巻第 1 号・第 2 号(法曹会・平成 22 年)である。法曹時報編集委員会のご厚意により長文の論文を執筆する機会と掲載が認められ、大変うれしく思っている。

これらの成果は、補足した上で、専修大学を定年退職する人生で最も大きな節目を迎える機会に、『民事訴訟手続における個人情報保護』(信山社・平成 23 年刊行予定)として刊行する予定である。本学を定年退職する教授は、それまでの研究成果を取りまとめて置き土産にする慣行の端緒となることを祈念している。

13 専修大学における法学教育

専修大学に赴任して法学教育をどのように行うかについては、深い思い入れと戸惑いがあった。とりわけ、プレゼンテーションについては、私立大学において学生として教員として体験してきたことを踏まえて、極めて重要であることを認識していたので特に留意した。それによって、たとえ大教室であっても、緊張感あふれる雰囲気を出し出すことができるからである。

(1) 「民事訴訟法」の講義について

「民事訴訟法」の講義の準備には、当然のことながら全精力を傾注するとともに、種々の工夫を施した。

第一に、私が担当する民事訴訟法は、3年次配当なので、1・2年次で基本書といっしょに「判例百選」を教科書として用いていけば、判例を活用した授業が可能であるが、そうした前提となるべき環境基盤がないので、民事訴訟法の講義は大変に苦勞することとなる。それでも、本学では、講義資料を印刷して受講生に無料で配布することが制度化されているので、たとえ大教室の授業であっても効率を上げることが可能である。訴状、答弁書、準備書面等各種の書式、不動産登記簿、商業登記簿を配布することは、学生の理解を著しく容易にする。さらに、様々な資料を配付し、それらは、「民事訴訟法講義資料1」というように、番号と通し頁を付することにより、検索し易いようにしている。最後の平成22年度についてみると、前期と後期を合わせて、最終的に80に及び、実質的には100枚をはるかに超えている。学生からは、読み切れないという声を聞くが、その都度「教科書の復習と講義資料を読み終わってから休め」といつている。

第二に、講義の程度を落とさず、他の大学の学生と競争できるだけの実力の養成に努めることである。それは、競争力の修得であるとともに、高い目標を設定することである。当初は、裁判所職員試験第1種試験を目標としていたが、現在では、裁判所職員試験第1種試験および法科大学院進学を目標として設定している。本学の学生の水準に合わせるものが無難であるとか、それもやむを得ないという意見が多いようである。しかし、専修大学の学生にも人生がある。本学と同程度の法政大学に学生として学び、本学より遙かに水準の低い大東文化大学からはじまった研究生生活を通して、常に上記のような意見を浴びせられてきた。これらに対しては、基本的に心の底から不信感をもってきたし、現在でもっている。真摯に学ぼうとする学生が有する潜在能力を掘り起こすことこそ、大学教授の使命であり、それに向けて教員は不断の努力と勢力をつぎ込む責務があると考ええる。

その点で、最近、法学部の学生の学力が著しく低下してきているとしてカリキュラムを改定することになったが、強い疑問を抱いている。それでは、本学法学部が切り札として社会に送り出す真摯な学生は失望してしまうのであり、「負のスパイラル」に陥ってしまうと考える。また、比較的勉学意欲のある学生は、必修化を敬遠し、総合コースから逃避するという。それは、いい加減な授業をされているにもかかわらず、必修といわれるのは筋が通らないという教員に対する不信感に起因するのであり、教員は謙虚に反省する姿勢が必要である。こうした現状に照らすと、教員は、一段と授業に工夫を施すとともに、授業の準備にこれまでも増して時間を掛け、学生の理解に努めるのが本筋である。

第三に、充実した体系書を使用して講義を行うことである。そうした趣旨により、当初

は、新堂幸司著『民事訴訟法』を使用し、批判的に私の見解を述べるという講義方式を採用していた。その点で、部分的にノート式を併用していたといえる。

私がそうした姿勢をもって臨むと、学生もそれに応えるようになり、平成元年度の私のゼミ生が、私の講義を数人で書きまくり、互いにその内容を照合した上でワープロを用いて講義録を作成するようになった。その私のゼミにおける伝統は15年間ほど続いた。私は、そうして提供された講義録を2セット製本して、研究室と自宅に置くこととした。毎年春休みにそれらを読み返すと、反省することばかりで強い自己嫌悪に陥っていた。しかし、そうした学生との絆は、やがて自分自身の体系書を書き下ろす自覚を促すこととなった。もっとも、体系書を執筆するに当たり、それらの講義録を参照することはなかった。そして、現在では、拙著『民事訴訟法』を使用して講義を行っている。

むしろ、現状を改善するには、一年次に大学が六法を一括購入して学生に交付し、基本書と判例百選と六法を持参しないものは、出席したものと見なさないという措置を採るべきである。

あるいは、学生に基本書と判例百選を教科書として指定すると、値段が高くなるので購入させることはできないという批判を聞く。そうした批判は、充実した体系書と判例百選を併用するのでは、教員が使いこなせないことを、学生に経済的負担をかけられないとあたかも学生のことに思いをはせているかのように論理をすり替えているに過ぎない。

また、一年次配当科目の担当教員は几帳面であることの重要性と必要性を学生に身をもって示さなければならないと考える。

第四に、双方向型の授業の実践である。年の経過とともに大教室におけるマイクの設備も改善してきたので、それに対応して、受講学生との一問一答方式を取り入れるように努めた。そこで体験した学生の新鮮な着想に基づく発言は、たとえ思いつきであったとしても、貴重な示唆を与えてくれ、研究へ取り込む切っ掛けを形成していった。

とりわけ、平成8年度の講義を受講してくれた1人の女子学生の証拠法に関する発言は、はじめて聞く出色の考え方であり、強い衝撃を受けた。その年度の最終講義の際に、氏名を特定することは差し控えたが礼を述べ、将来著書を刊行するには必ず活用させていただく旨を誓った。その後、数年経過し、ゼミ生の結婚披露宴にお招きいただいたときに彼女と再会して直接お礼を述べることができ、長年の責務が果たせた思いであった。

(2) 「ゼミナール」について

民事訴訟法は3年次配当科目なので、講義とゼミナールが並行して進行することになり、ゼミナールの意義が稀薄になるという弊害に直面した。ちょうど家族法で高名な当時の泉久雄学部長にご相談したところ、「かまわないから民法をやれよ」という一言をいただいた。そこで、以後は毎年前期は「民事事件の具体的事例研究 民法と民事訴訟法の交錯」という題目で「民法」を取り扱うこととし、夏期合宿を分岐点として、受講生の様子を見ながら、そのまま後期も民法を取り扱う年度もあれば、前期に講義を終えた民事訴訟法を取り入れた民法を取り扱うという取組みをした年度もあり、現在にいたっている。

そうした中で、新設された「民事訴訟法演習」を平成21年度にはじめて担当した。法科大学院や公務員試験を志望する学生が多かったこと、最初で最後の機会ということもあり、手加減なき指導を行った。側聞するところでは、それを受講し、法科大学院を志望した学生は、各大学にすべて合格したという。彼らは、他大学なみの授業とはこういうものであることをはじめて体験させられた旨の感想を述べているとのことである。

(3) 「法学」の講義について

一年次生に対する「法学」の授業は極めて重要である。ところが、なかなかその点についての認識が稀薄のようである。「『法学』は、研究者としてスタートをきった若い者にさせればよい」という誤った発想が根強く残っている。一年次生に対する「法学」を担当して欲しいと学部長から依頼された某先輩教授が激怒して直ちに辞職願を提出したことがあったが、正しくそうした発想を象徴しているといえよう。私は、隅野隆徳学部長の時代に、学部長から「これからは訴訟法の時代である」といって、ご依頼を受け、当時の刑事訴訟法専攻の庭山英雄教授とともに2年間担当したことがある。前期を私が、後期を小野新教授が担当するという方式を採ったが、小野教授の学識のお蔭で私にとって大変有益であった。もっとも、こうした授業は、統一した教材に基づいて行うのではなく、各自の創意工夫の上に担当教員相互に競争させるべき性格のものである。

(4) 「大学院」について

向学心ある少人数を採用して手厚い処遇をすることが必要である。自己の指導能力を超えた常軌を逸した数の院生を採用したり、みずから指導もできないのに院生を採用することは、学者倫理に著しく反することである。公務員を志望する場合には、採用後の処遇において、法文系について学部卒業と比較して、大学院修了の方が有利であるとして学生を

誘導し、大学院の定員充足率を高めようとするような指導は学生を利用して自己の保身を図ろうとする不見識極まる態度である。いわんや、大学院の科目を担当することが、あたかも学者としてのステイタスシンボルであるかのように認識することは基本的に誤っている。いたずらに入学させた結果として、はたして、現在大学院で行われている授業が、学部の演習と比較して正常な水準と内容のものといえるかは、はなはだ疑問である。

これらの観点から見ると、大学院の現状は見直すべき点が少なくない。

(5) 今後の課題

現在、本学法学部は、極めて厳しい状況にあることは、法学部関係者が認識を同じくしているといえよう。しかし、現状に甘んじてあきらめの境地に止まるのではなく、法学部の総力を挙げて再生に努めなければならない。学部教育、大学院教育を通じた学生の水準高揚に向けた一貫性ある姿勢をいかにして形成するかということである。私立大学なればこそ、正道を進むことを心掛けなければならない。その場合に、最大の障害になるのは、教員の落ちこぼれが発生することである。それを自覚する教員は、みずから心を入れ替えて努力するのではなく、学問の多様化とか時代の流れとか学生のニーズの多様性といった口実を借用して、正道に方向性を採ることを阻止する方向に行動することが十分に想定される。教員がそうした行動を選択し自己保身に傾斜する力とこれを断固として跳ね返し正道を推進する力とのいずれが優るかに法学部の今後がかかっている。

14 学内行政について

一般的にいつて、教員は学部長から各種委員に就任するように要請されることに拘り、反対に要請されないと外されたという意識が根強いようである。ところが、いったん各種委員に就任すると、当該委員会が担当する業務であっても、矢面に立つことを回避し、問題が発生すると学部長又は教員組合執行委員に押しつける傾向が顕著である。

つぎに、教授会をはじめとする各会議において思いつきの発言が目立っている。組織における会議で積極的に発言することは、その構成員としてむしろ当然の責務である。しかし、その発言は思いつきであったり、はったりであってはならない。とりわけ、大学教授はいかなる専攻領域であっても、厳密な概念と緻密な論理に基づき過不足ない発言が求められる。それには、いったん自己の脳裏において発言を組み立てた上で、達意簡明に述べるべきである。そうした観点からみると、教授会をはじめとする各会議における発言は、

あるべき姿とは程遠いものである。

各種委員会の委員に就任した場合には、機密保持ということを厳守しなければならない。どんなに親しい教員間であっても、一部の者だけで酒席において学内行政に関する裏話をするというようなことは、この上ない不見識なことである。とりわけ、学部長職にある者はもとより、学部長職にあった者がそうした行動の中心となるような事態は、法学部の終焉を想起させる姿である。

大学は、その社会的使命に照らし、大学設置基準を引用するまでもなく、自己点検評価を継続的に推進しなければならない立場にある。それには、現状について正確に状況を把握することが最も基礎的かつ重要な作業である。それは、同時に問題の所在を客観的に認識することでもある。ところが、そうして作業を学部長という最も責任ある立場にある者が極度に嫌悪する傾向にある。大学教授が、現状を明らかにするとともに、その問題の所在を指摘する場合は、通常裏付けを取った上で行うものである。ところが、そうした発言につき、「そういう事実はない」とか、「そういうことはありません」とか、「そういうことはない信じたい」というような発言をすることは、前記発言者に対する重大な侮辱であることはもとより、極めて不見識な態度である。近年、学部長をはじめとして、専任教員にこのような倫理観と主体性の欠如が顕著に見受けられる。

15 対外的活動

大学教授と学界との関係については、すでに 12(1)イで詳細に述べたところであるので、繰り返すことは差し控える。大学教授の主戦場は、学界である。私は、10 近い学会に入会していて、現在でも、3 つの学会の役員に就任しているが、そのことと大学教授としての価値はまったく別個のことである。そのうち民事訴訟法学者として命運をかけるのは、もとより日本民事訴訟法学会である。大学教授が現役の研究者である限り、好むと好まざるとにかかわらず、自己の専門分野固有の学会における終わりなき競争の真っ直中に身を置かれているのであり、そこで相当程度の評価が得られなければ、いかなる大学の出身者であっても無価値である。

もっとも、私の年齢になると、あまり周囲から批判されなくなるので、裸の王様になりやすいことは、学会における多くの先輩に見られる姿である。そこで、自己固有の専門分野から外れることなく、それでいて緊張感が迫り気を使わなければならない場を設定する

ことが必要であると考え、平成 22 年 7 月に日本民事訴訟法学会関西支部研究会に入会した。この研究会は、研究者、裁判官、弁護士によって構成され、毎月第一土曜日大阪において開催されている。出張費はどこからもまったく支給されないが、毎回極めて有益な成果を得て、心地よい満足感と我が身の不勉強に対する深い反省とが交錯する複雑な心境に東海道新幹線の座席でじっと目をつぶりながら明日への思いをはせつつ、帰京する昨今である。

法曹実務家との研究面での交流として、虎ノ門法律実務研究会がある。昭和 56 年 3 月に設立され、毎月第二火曜日に開催されている。第二東京弁護士会研修認定団体に指定され、私は発足時からの構成員で、現在副会長である。ちなみに、会長は、中央大学名誉教授で現在桐蔭横浜大学長の小島武司氏、実務家側の副会長は福田浩弁護士である。

その他の活動として、行政官庁および公的機関の各種審議会委員としては、財団法人知的財産研究所の委員会委員長、産業構造審議会知的財産政策部会委員を歴任した。そこでは、複数の省庁に関わる立法作業がいかに難しいものであるかを身をもって経験した。

さらに、行政官庁の研修機関の講師としては、特許庁工業所有権研修所(現・独立行政法人工業所有権情報・研修館)講師として審査官、審判官、審判長研修に 20 年間携わり、さらに国税庁税務大学校講師として本科及び実査官研修講師として 18 年間担当してきた。とりわけ、後者において伏屋和彦国税庁長官(後に、内閣官房副長官補、会計検査院長)の警咳に接し、それ以降現在にいたるまで大変お世話になり、通常では考えられないような体験をさせていただいたことは忘れられない思い出である。

その他に、文部科学省所管の大学基準協会相互評価委員会主査として、他大学の相互評価認定の責任者として従事してきたが、守秘義務との関係で言及は差し控える。

また、新堂幸司、久保利英利両先生のご推薦人により、平成 15 年 10 月 28 日付けで弁護士登録し、第二東京弁護士会に所属し、大学時代の畏友である山崎正俊弁護士のご厚情により同弁護士の法律事務所に所属している。質量ともに卓越した経験に裏付けられた山崎弁護士から、常に貴重なご教示を頂いていることを特に付言する。

む す び

まもなく、第一ステージの大学を定年になるに当たり、研究者の意義と責務について考えると、主観的側面においては、研究者として大学教授になってしみじみよかったと考え

る。研究面と教育面の両面において主体的に行動できることは、一生を賭けるに十分に値する職業である。その過程においては、これまで述べてきた多くの先人との出会いに恵まれ、その絆に支えられて質的にも量的にも貴重な経験をすることができたことは、大変に幸せなことである。そうした先人と出会わなければ、どのような研究生活になっていたかと考えると、それらの方々のご厚情に深く感謝するものである。

また、私事にわたるが、太平洋戦争によって幼少にして相次いで両親を喪くしたにもかかわらず、奇跡ともいべき幸運な人生を歩むことができたのは、育ての母がその人生のすべてを私と妹のために差し出してくれたお蔭である。平成 20 年 1 月 4 日 96 歳で天寿を全うする前年に、その病床で「人間として当然のことをしたまでよ。それよりも、今になってあなたに大変な迷惑をかけてしまったわね。」と微笑みながら静かに語りかけられた言葉は未だに忘れられない。高齢化時代であっても、もはや歳に不足はないとはいえ、専修大学を晴れて無事定年を迎えることができた姿を見せられないことは、返す返すも残念である。必ずや、泉下において、私の両親と 3 人で喜んでくれていることであろう。

他方、客観的側面においては、われわれの背後には、この途を志し優れた才能があるにもかかわらず、種々の事情により思いを叶えることができずに去っていった数多くの優れた者が潜在することを忘れてはならない。その点に思いをはせるならば、いい加減な言動や行動は絶対にできないし、行ってはならないのではあるまいか。また、専修大学の学生 1 人 1 人にも人生がある。毎回の授業は、われわれ大学教授にとっては長い研究生活の一コマであっても、学生にとっては一生一度の授業であり、毎回の授業の積み重ねがその後の人生を大きく左右することになる。そのように考えれば、教員として、とりわけ専任教員として、本学法学部の教育に全力を傾注しなければならないはずである。われわれ教員の使命は、自己の専門分野における学問の成果を生み出すことはもとより、それに止まらず、本学法学部の学生を質の高い社会的に有為な人材として養成し、社会に送り出すことに尽きるのである。

法学部同僚の皆さんが、全力を挙げて本学法学部のために今後の人生の全てを傾注されることを心から切望するとともに、本学法学部の行く末長い発展を心から祈念するものである。

本稿は、平成 22 年 12 月 7 日に開催された法学研究所主催の「梅本先生を囲む会」における報告に加筆したものである。 (うめもと よしひこ 専修大学法学部教授)